

八幡市介護保険事業計画等策定委員会設置要項

(設置)

第1条 「誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた」の実現をめざし、高齢者が健康でいきいきと暮らせる総合的な施策の推進を機能的に推進するため、八幡市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 八幡市介護保険事業計画等の策定に関すること
- (2) 八幡市介護保険事業計画等の進行管理に関すること
- (3) その他高齢者保健福祉事業についての調査研究に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療福祉関係団体の代表
- (3) 被保険者の代表

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員を任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から3年とする。

2 市長は、委員から退任の申出があったとき、または委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。